

1 調査名称：札幌市総合都市交通体系調査

2 調査主体：札幌市

3 調査圏域：札幌市管内

4 調査期間：平成 23 年度～令和 5 年度

5 調査概要：

札幌市では、少子高齢化の急速な進展などの社会情勢の変化や低炭素社会の実現といった課題などを踏まえ、あるべき将来都市像を実現するため、20 年先を見据えた将来交通に対する基本的な考え方と、概ね 10 年間の短・中期計画となる交通戦略を取りまとめた札幌市総合交通計画を平成 23 年度に策定した。

札幌市総合交通計画は、札幌市を取り巻く様々な課題に対応した将来交通計画であるとともに、より効果的・効率的に事業展開が図れるよう、各種交通施策・事業を体系化した総合的な都市交通計画であり、札幌市の交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針になるものである。

なお、札幌市総合交通計画は、社会経済情勢の変化や上位計画の策定状況を踏まえ、令和元年度に計画改定を行った。この、札幌市総合交通計画で取りまとめた交通戦略に基づき、「道路交通円滑化の検討」・「真駒内駅前地区の交通結節機能強化の検討」・「都市計画道路変更計画の検討」に関する調査・検討を行う。

I 調査概要

1 調査名称：札幌市総合都市交通体系調査

2 報告書目次

(1) 令和 5 年度札幌市交通円滑化対策検討業務

第 1 章 業務概要

第 2 章 平面交差点予備設計

第 3 章 交通量調査

第 4 章 申し送り事項

(2) 令和 5 年度駐車場利用実態調査業務

第 1 章 業務の概要

第 2 章 駐車場の利用台数調査

第 3 章 交通環境調査

第 4 章 駐車場利用に関するアンケート調査

第 5 章 駐車場事業者アンケート調査

第 6 章 各調査結果についてのまとめ

(3) 令和 5 年度真駒内駅前地区交通結節機能強化検討業務

第 1 章 業務概要

第 2 章 駅前広場の計画検討

第 3 章 駅周辺道路の計画検討

第 4 章 駅前地区全体の検討内容の取りまとめ

(4) 令和 5 年度札幌市都市計画道路見直し検討業務

第 1 章 業務の目的

第 2 章 業務内容

第 3 章 業務の検討箇所

第 4 章 検討結果

3 調査体制

委員会・幹事会等は設置していない。

4 委員会名簿等

委員会・幹事会等は設置していない。

Ⅱ 調査成果

(1) 令和５年度札幌市交通円滑化対策検討業務

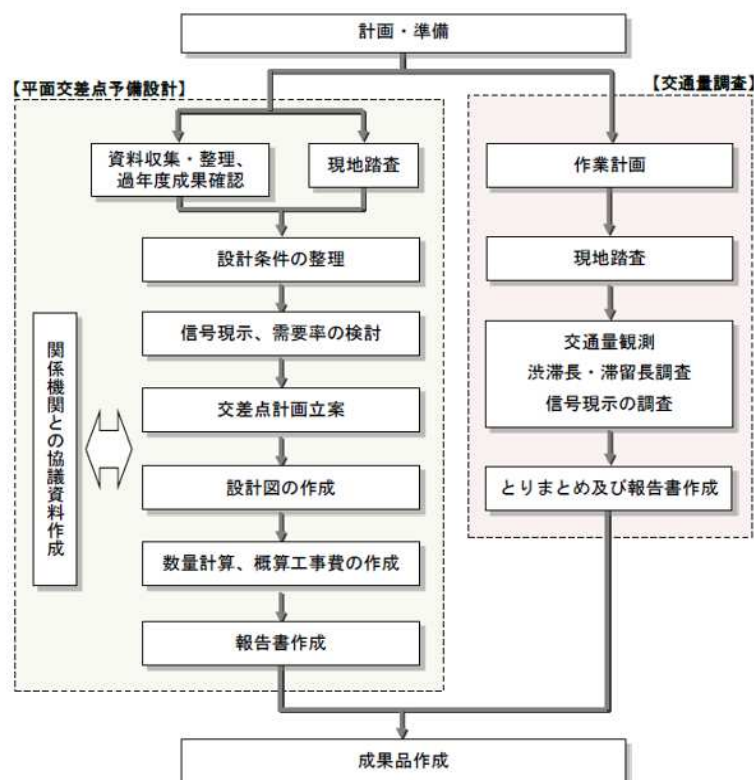
１ 調査目的

本市では、これまで幹線道路の整備や交差点改良などの渋滞対策に取り組んできているが、未だに局所的な混雑により公共交通機関や自動車交通へ影響を与えている箇所が存在している。

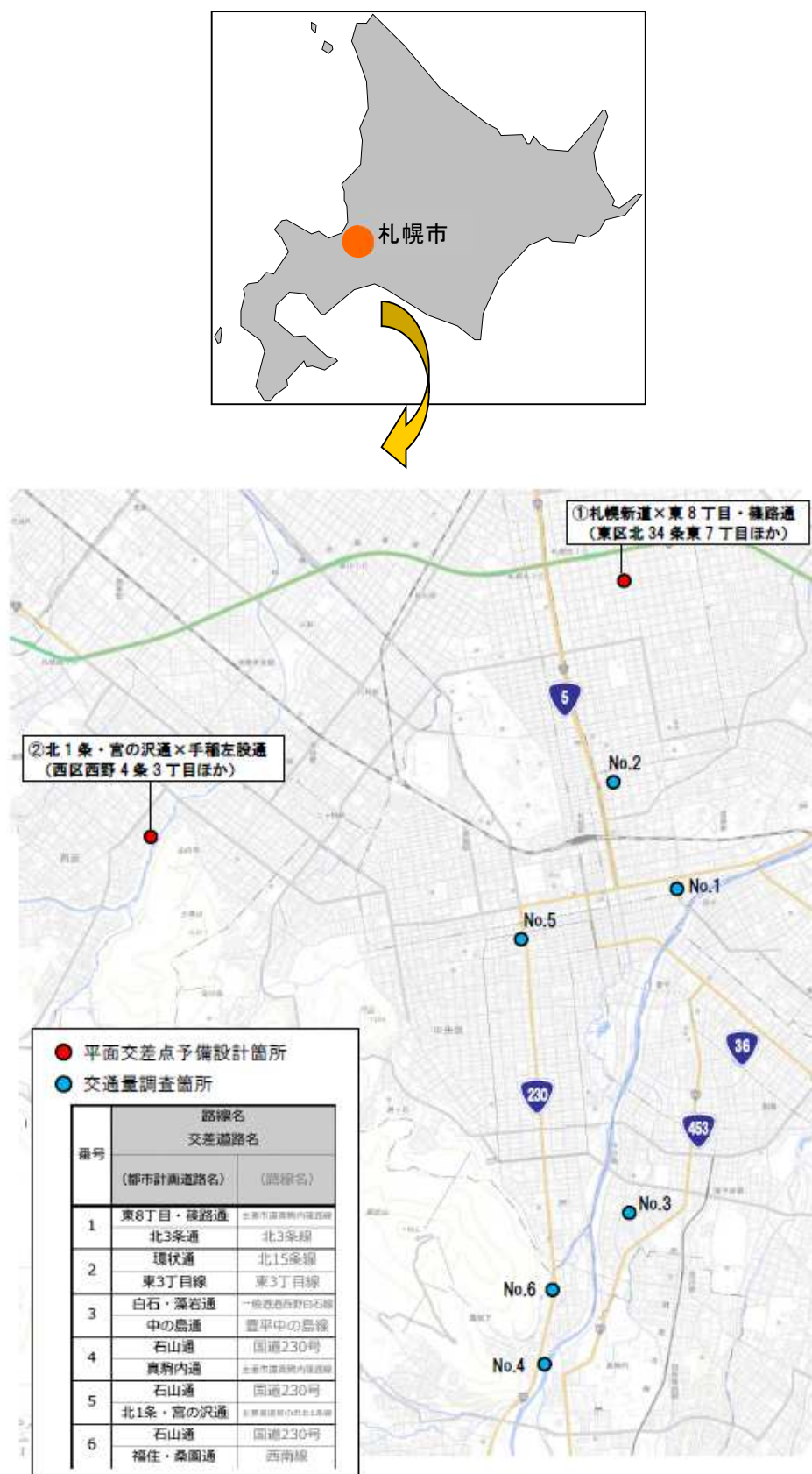
このため本市では、「札幌市交通円滑化対策箇所選定方針」（以下、選定方針）において整理された交通円滑化対策の検討を進める交差点（以下、検討箇所）の選定方法に基づく検討箇所や、北海道渋滞対策協議会において指定されている主要渋滞箇所について、交通円滑化対策の検討を進めることとしている。

札幌新道×東８丁目・篠路通、北１条・宮の沢通×手稲左股通の交差点については、選定方針に基づく評価結果や、主要渋滞箇所を選定されていることから検討優先度が高く、交通円滑化対策の検討を進める必要があるため検討を行い、交通円滑化対策の検討を進めていくための基礎資料として、対象交差点の交通量調査を行った。

２ 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

本調査成果は、市内部における検討に関する情報であり、公にすることにより、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開。

(2) 令和５年度駐車場利用実態調査業務

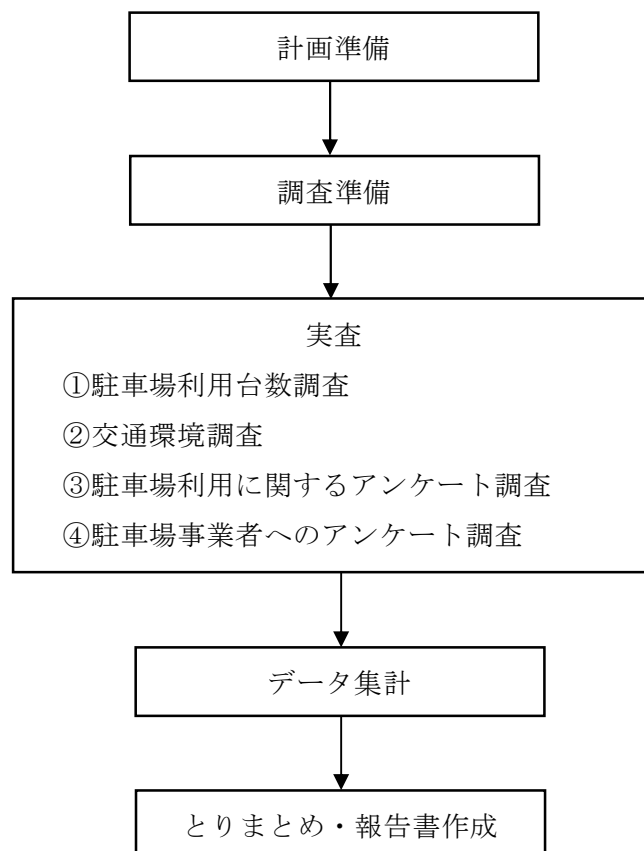
1 調査目的

札幌市では、平成 30 年に「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を改正し、都心部である駐車場整備地区における附置台数の緩和、隔地距離の緩和、公共交通利用促進措置等による台数緩和制度の新設等を行った。

一方、都心部の大型商業施設では、依然として休日等には入庫待機車列が発生し、周辺の交通混雑の要因となっていることや、北海道新幹線開業に伴い活発化している都心部の開発に対応するため、駐車施策の検討が急務であるとともに、併せて、公共交通利用への転換についても検討を行う必要がある。

本業務では、これらの課題解決に向けて、駐車場の利用状況や入庫待ち車列の状況、駐車場利用者および駐車場事業者へのアンケート調査を行い、駐車場の利用実態の調査を行った。

2 調査フロー



3 調査圏域図

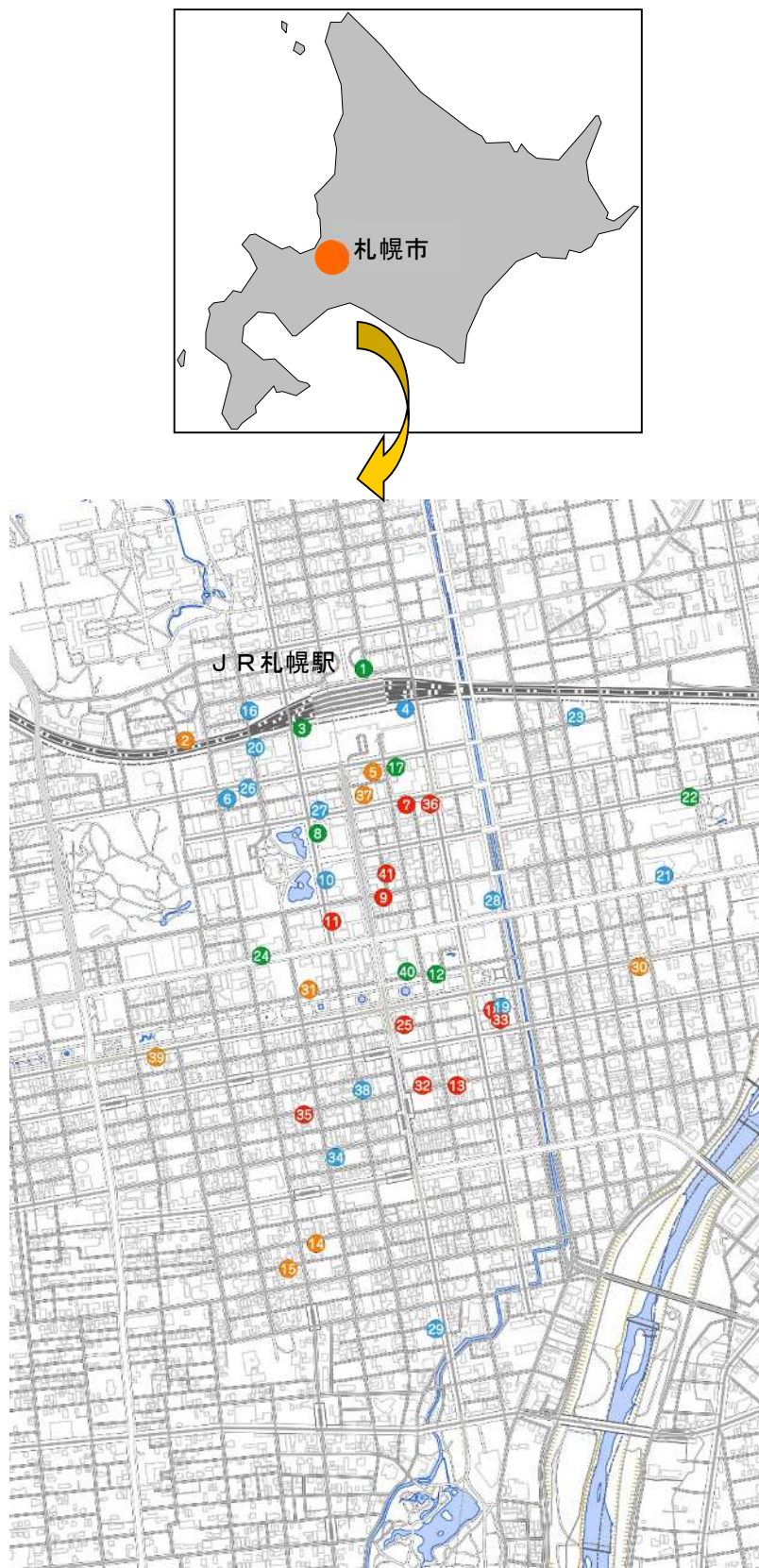


図 調査圏域図

４ 調査成果

本調査成果は、市内部における検討に関する情報であり、公にすることにより、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開。

(3) 令和5年度真駒内駅前地区交通結節機能強化検討業務

1 調査目的

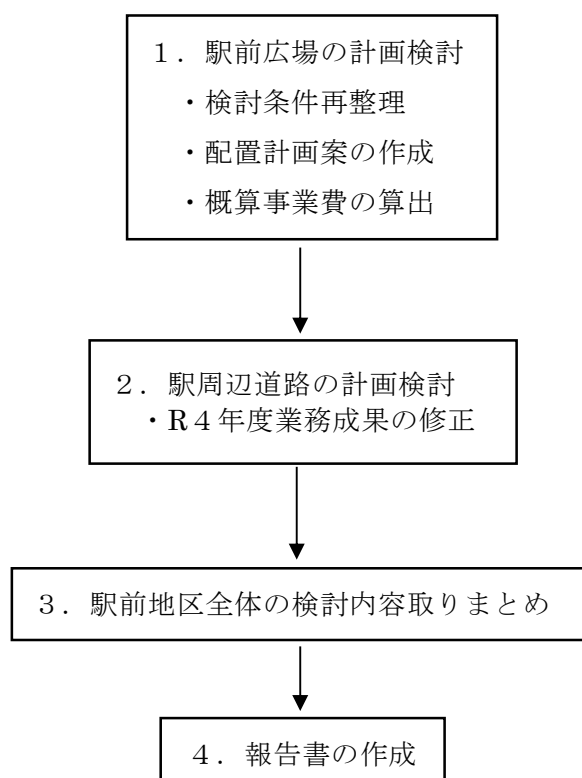
札幌市では、真駒内駅前地区の土地利用や配置する機能を決定する「真駒内駅前地区まちづくり計画」を策定することとしている。

令和4年度には、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯を踏まえ、駅周辺道路の配置計画の検討、概算事業費の算出、概略工事工程の作成を行った。

本業務では、これまでのまちづくり計画策定検討の経緯および令和4年度の検討成果を踏まえて駅前広場の配置計画の検討を行い、前年度成果と合わせて真駒内駅前地区全体の配置計画の検討、概算事業費の算出を行う。

また、都市計画決定に向けて必要な資料の作成等を行う。。

2 業務



3 調査圏域図

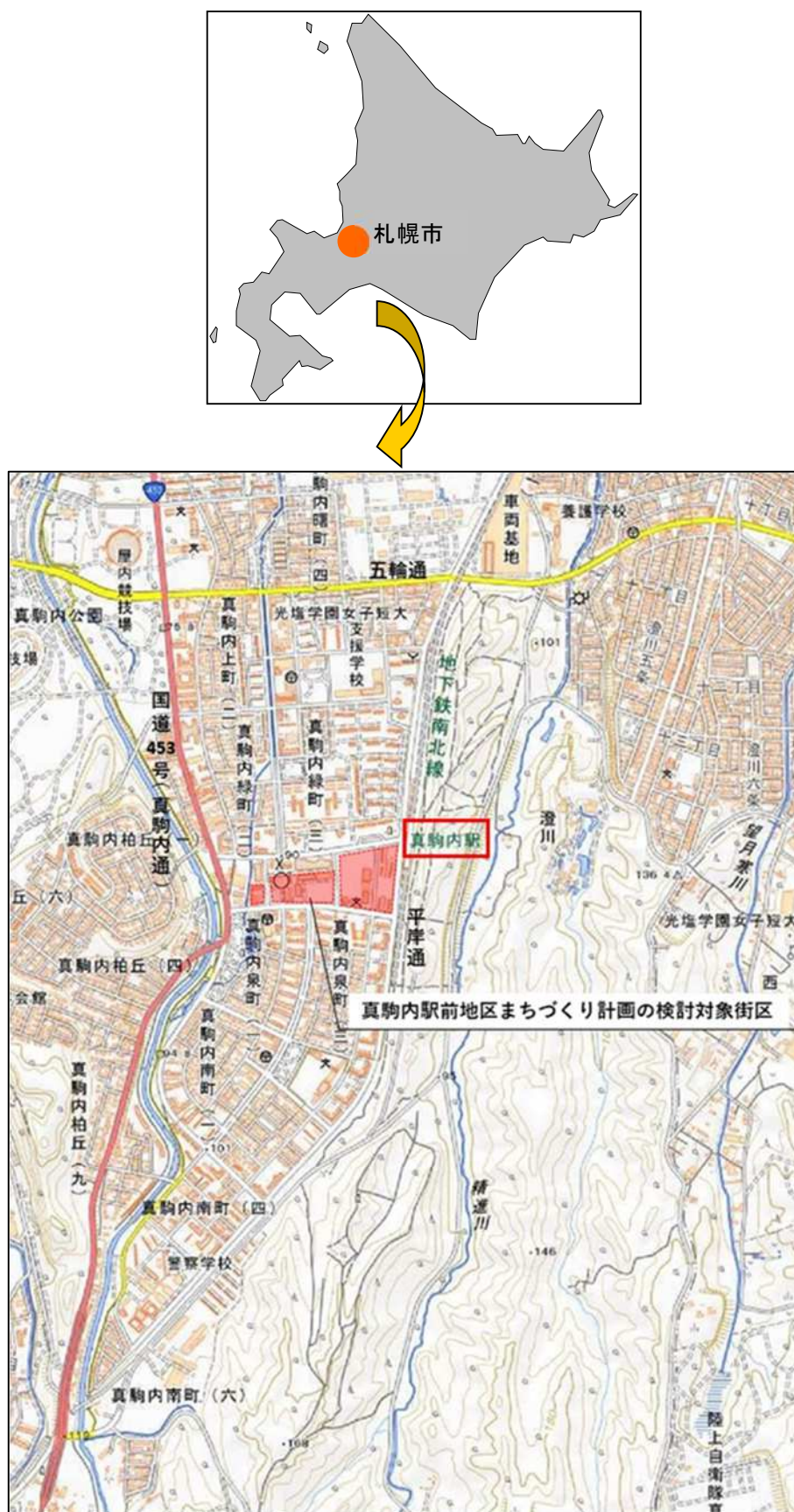


図 調査圏域図

4 調査成果

本調査成果は、市内部における検討に関する情報であり、公にすることにより、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開。

(4) 令和5年度札幌市都市計画道路見直し検討業務

1 調査目的

近年、社会経済情勢の変化により、都市計画道路の見直し、再編の必要性が生じており、本市においても、現在未着手となっている都市計画道路の見直しを行うための指針として「札幌市都市計画道路の見直し方針」（以下、見直し方針）を平成20年3月に策定し、個別の路線について計画の再検証を行っているところである。

本業務は、見直し方針に基づく対象路線について、都市計画手続きに必要なとなる資料の作成を行うものである。

2 業務内容

1) 現状整理及び課題等の抽出

道路現況や当初の都市計画決定経緯等を確認の上、見直しの必要性、実施に際しての課題等を整理する。

2) 現状道路線形の道路構造令への適合

対象区間における現状の道路線形について、「道路構造令」及び「札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例」に照らし、諸条件への適合について整理する。

3) 関係機関との協議資料作成

上記の検討結果を踏まえ、関係機関（北海道、北海道警察等）との協議・説明用資料を作成すること。

4) 報告書作成

上記の作業の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

3 業務の検討箇所

3・4・155 清田中央通

[起点：清田区清田 3 条 2 丁目、終点：清田区清田 9 条 1 丁目]

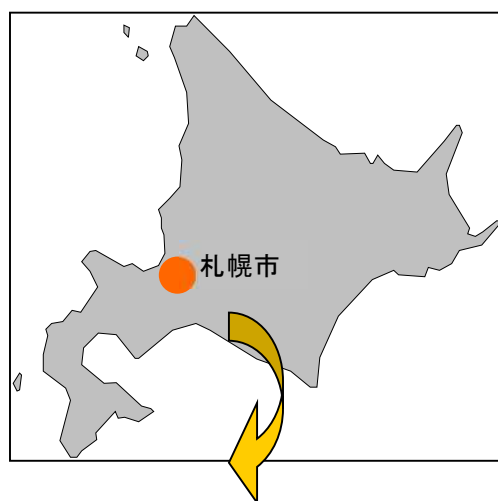


図 1-1 清田中央通の位置図

4 検討成果

本調査成果は、市内部における検討に関する情報であり、公にすることにより、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開。